

- ・第2次三条市農業活性化プラン(抜粋)
- ・価格決定力のある農業者の確保・育成

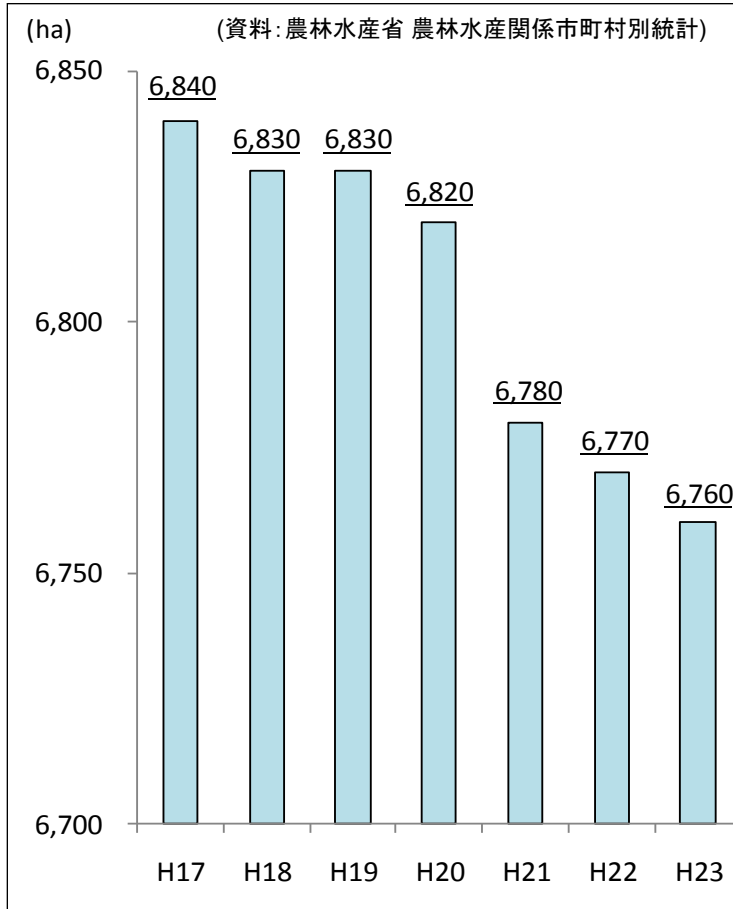
平成27年10月19日  
三条市経済部農林課

## (2) 三条市の農地の現状(耕地と耕作放棄地)

### 《耕地面積等の推移》

耕地面積が年々減少していることに加え、耕作放棄地が増加している。特に、下田地域において多くの放棄地が生じている。

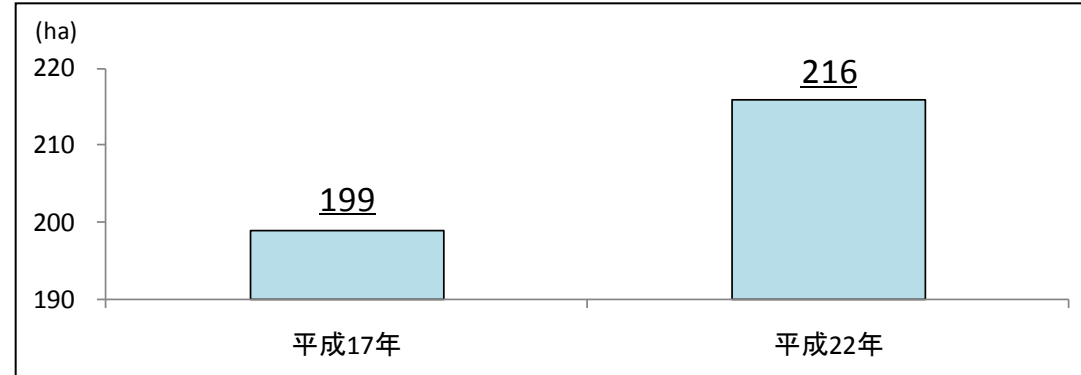
#### ●耕地面積の推移



※平成20年度から平成21年度に掛けての減少は、耕作放棄地の全件精査実施によるもの

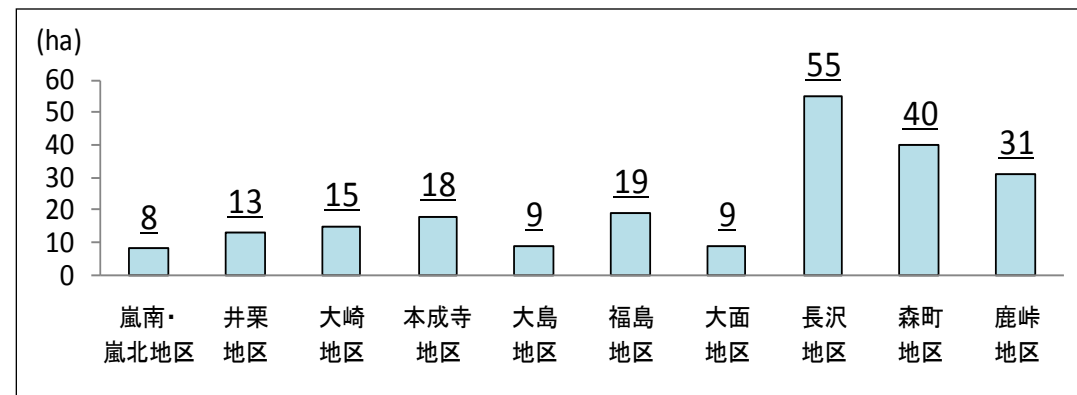
#### ●耕作放棄地の推移

(平成22年度 農林業センサス)



#### ●地区別の耕作放棄地発生状況(平成22年度)

(平成22年度 農林業センサス)



高齢化が進む下田地域を中心として耕作放棄地が生じているとおり、農業者の担い手不足は、農業の経営資源である経営耕地の縮小に至っている。担い手の確保・育成は、急務な課題となっている。

## (2) 三条市の農地の現状(各地域の特色)

### 《各地域の農地の特色》

河川占用地等を活用した果樹、野菜の特産化

標準区画 100 a  
区画整備(H22)

標準区画 20 a  
区画整備(S20~S28)

標準区画 10 a  
区画整備(S29)

●三条地域は、昭和20年代の圃場区画整備であり、小区画の圃場が主となっているが、河川占用地等を活用し、果樹、野菜の特産化を図っている。

●栄地域は、平成年代の区画整理により圃場の大規模化が進み、法人経営、機械の共同化、営農の大規模化が進んでいる。

●下田地域は、地形上、傾斜地での営農が強いられているが、良質な上流水により、高品質な農作物の生産が図られている。

標準区画 100 a  
区画整備(H9~H19)

中山間地域直接支払制度(※7)  
対象農地:(緩傾斜1/100~急傾斜1/20、252ha(H24予定面積))

標準区画 30 a  
区画整備(S56~H3)

標準区画 50 a  
区画整備(S63~H15)

大豆作付の団地化

そば作付の団地化

合併後の三条市においては、三条地域、栄地域、下田地域においてそれぞれ特色のある営農が行われている。培われた強みをより引き出し、その特色に応じた農業経営の強化を図っていく必要がある。

※7 「中山間地域直接支払制度」:中山間地域等で、農業生産の維持を図り、農地の多面的機能を確保する観点から、農業生産活動に対して10a当たり交付単価に基づき、一定の助成を行う制度

### 3 更なる活性化に必要な視点

農業活性化プランにおいては、取り巻く困難な環境を踏まえ、本市の農業を総体的に下支えしていくため、6つの切り口から様々な取組を開始した。

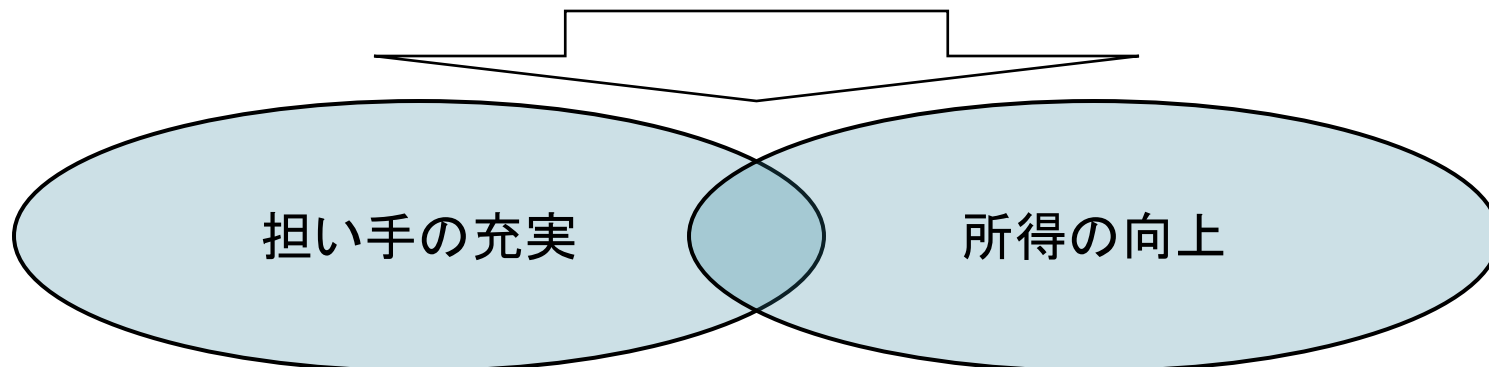
しかし、取組年次を過ぎた現在もなお、農業者の減少、農業所得の低迷は止まらない状況にある。

他方で、現在、本市の農業の現況を鑑みれば、農業者の個々レベルでは、環境保全型農業を展開する「エコファーマー」などの農業者の増加や、効率的な農業経営を展開していくための法人化、米の需給調整制度の活用による地域の特色に応じた営農活動の推進、さらに、市全体では、三条産農産物へのプライドにも通じる「ボナペティシール」の取組が始まるなど、農業の現状を取り巻くこうした困難な環境を乗り越えるべく、着実に取組を展開している。

本市の農業の数値的現況を踏まえつつ、こうした課題を捉えるとき、農業者全体を広く支えていくことも肝要であるが、なかなか成功例に乏しい産業であればなおさら、まずは、農業における成功体験を生み出しそれを共有していくことが重要である。こうしたことから、現在顕在・潜在している“やる気”のある農業者を更に拡大し、伸長させていくため、本市の将来を担う農業者を支援する「担い手の充実」、農業を産業として確立させていくための「所得の向上」に焦点を絞り、重点的に取組を展開していく必要がある。

また、これまでの取組は、産業としての農業そのものの課題が大きすぎたあまり、生産者としての農業者側への視点に傾注してきたことも否めない。

産業として成り立つ農業を目指しこれら2つの視点で進めていく中、当然、本市の農産物を直接手に取っていただく消費者の立場も併せ考え、取組を展開していかなければならない。



### 目的

担い手の不足とともに年々進む農業の高齢化、農産物価格の低迷、加えて農業分野においては大きな打撃が懸念されるTPP参加協議など、農業経営はこれまでも増し、将来を見通すことすら難しいより困難な環境に立たされている。

この間、農業者戸別所得補償制度の開始、様々な担い手育成・支援など、国、自治体を通じ様々な政策的でこ入れを講じてきたほか新たに中国を始めとする東アジア市場への農産物販路が期待できるものとなりつつあるが、総じて、産業としての衰退を抑え現状を維持していくことに尽きている。

第2次農業活性化プランは、将来に渡る担い手の確保、育成をどのように行っていくか、より積極的な経営につなげるための販路、方策はどう展開していくべきか、また、そもそも三条産農産物を消費者の皆様に容易に手にしていただくためにはどうすべきかなど、こうした困難な状況にあっても本市の農業を将来に渡し活力ある産業として確立していくため、その具体の方策を推進する端緒を示すことを目的とする。

### 位置付け

農業活性化プランでは、産業として成り立つ農業を目指し、農産物の高付加価値化、販路開拓など、考えられる様々な面から取組を開始した。着実に成果に結び付き定着を図らなければならないもの、未だ具体の可能性、成果、効果が見出せないもの、取組の現状は多様である。第2次農業活性化プランでは、これまでの試行錯誤的な段階から前進し、萌芽した取組を更に効果的かつ確実に根付かせていくこととする。

また、これまで農業行政は、土地改良事業の推進、農業用施設の整備など、どちらかと言えば農業者の経営資源の「モノ」となる農業用施設の整備等の支援に傾注してきた。こうしたハード整備を中心とした国、県の支援制度については、引き続き、積極的に活用し農業者の経営基盤強化を図っていくことはもちろんであるが、本プランでは、農業活性化プランで立ち上がった取組、考え方をベースとしつつ、消費者からの視点を常に意識し、重要な経営資源である担い手の充実や農業者の経営力の向上に重点を置き、取組を進めることとする。

生産物の価格を始めとする市場の変化、取り巻く制度の改変、他方で経営体としての農業者自身の在り様などを捉え、変化する状況に応じ柔軟に次の方策を思いめぐらすためにも、第2次のプランは長期に渡る計画ではなく、計画期間を次のとおり定め、毎年の振り返りと当該年度取組の効果的な実施を見定めながら推進していく。

○計画期間 平成25年度～平成27年度(3箇年)

# 第3章 目的達成のための2つの施策

## 《第2次農業活性化プランの考え方(イメージ図)》

《三条市食育の推進と農業の振興に関する条例》

豊かで住みよい生き生きとしたまち

“食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。”

市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、

農業が持続的に発展する

第一・第二  
三条市食育推進計画

第2次三条市農業活性化プラン

「担い手の充実」

○意欲ある農業者の支援・育成

「所得の向上」

- 新たなビジネスモデルの創出
- 新たな日常販路の確立
- より質の高い農産物の生産
- 地場農産物への愛着強化

農業者の減少  
(担い手不足)  
産業としての魅力不足  
(経営難)

【食育推進】

健全な食習慣の定着  
食文化の伝承

【地産地消】

地域内消費の拡大、生産・消費の交流の活発化

【販路開拓】

新たな販売ルート構築

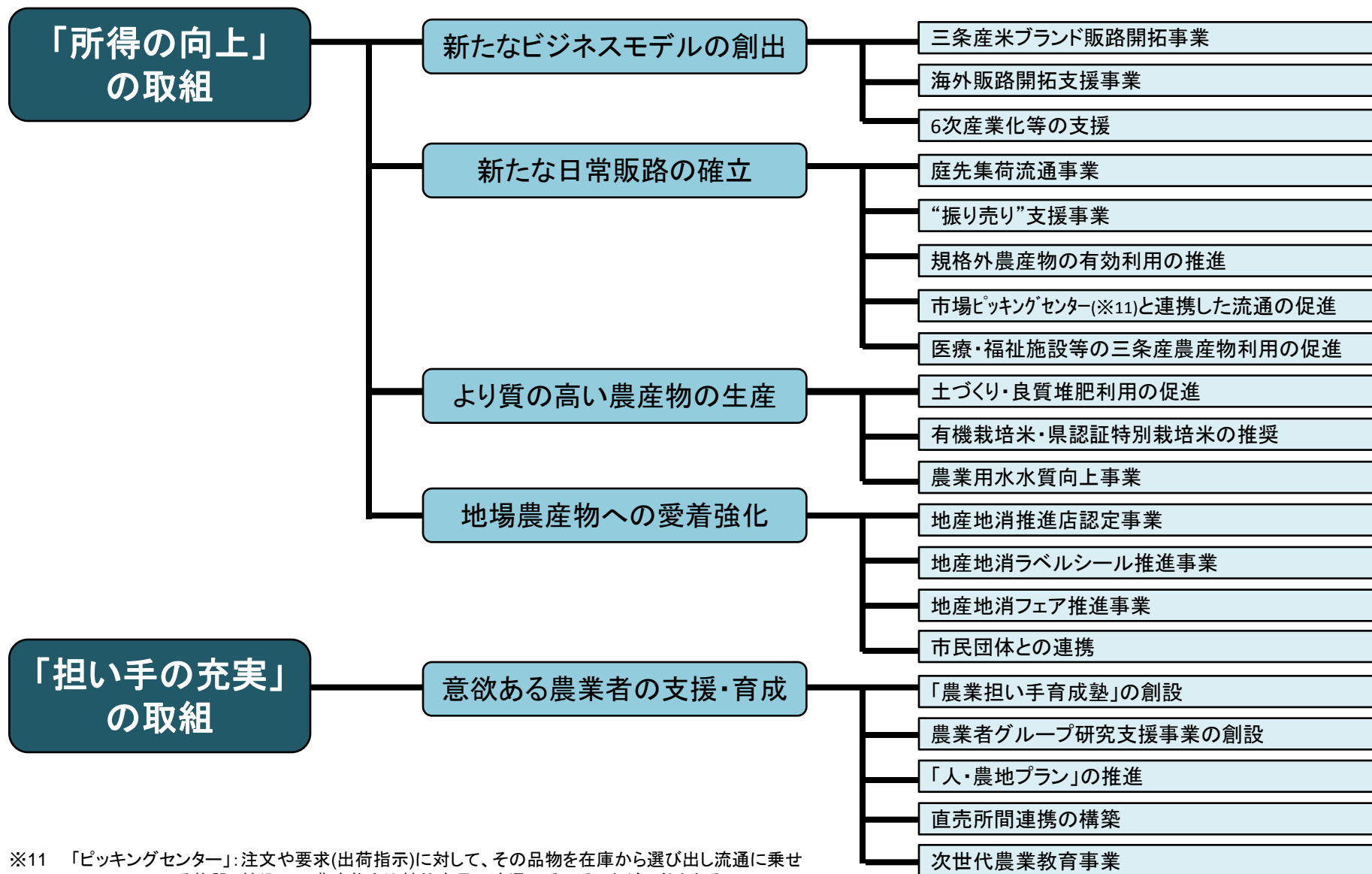
【高付加価値化】 売れる農産物の追求、農産物の高品質化

【環境保全】 安全・安心な農産物の生産、農地の多面的機能の保持

【人材育成】 意欲ある人材の育成、農業経営意識の向上

## 《第2次農業活性化プランの取組体系図》

「農業担い手育成塾」を修了した農業者を新たなビジネスモデルにつなげていくことや、新たな販売ルート構築のために品質向上を推進していくことなど、各取組を有機的に連携させ推進していく。



※11 「ピッキングセンター」:注文や要求(出荷指示)に対して、その品物を在庫から選び出し流通に乗せる施設。持込みの農産物を比較的容易に流通に乗せることが可能となる。

# 三条市総合計画における農業の担い手確保策(新規就農者の確保・育成)の概要

米価下落等により農業所得の減少が進み、多くの農業者が農業のみで生活に必要な所得を確保できていない。農業所得の確保に向け、産業として成り立つ農業を確立するための施策を展開するとともに、それら農業を下支えする地域農業の維持を図る施策を行うことで、本市農業の、安定した産業基盤の確立に資する。

## 【現状・問題・原因】

### 農業所得

- ・生活設計ができる可処分所得を得られない
- ・H30から水稻の国補助15,000円/10a廃止
- ・新潟県農業者1戸あたり農業所得平均額94万円  
(「営農類型別経営統計」より)
- ・米価下落傾向、農業所得減少

生活に必要な水準を担保できる  
可処分所得がない

農作物をJA・市場に出荷

依存体質(JA・市場依存)  
市場の相場で所得が左右される

価格決定力がない

農業者の経営耕地面積1戸あたり平均2.20ha  
(「平成22年度農林業センサス」より)

生活に必要な所得を得られる  
だけの耕地を有していない

耕作面積が3ha未満の農家の割合  
90.2%(1,959戸/2,172戸)  
(「平成22年度農林業センサス」より)

### 農地の保全

H30から水稻の国補助15,000円/10a廃止(再掲)  
米価下落傾向、農業所得減少(再掲)  
第2種兼業農家の減少  
H17 2,986人 → H22 2,155人  
(「農林業センサス」より)

農地、農業用施設の維持に支障

耕作放棄地の増加

耕作放棄地の推移  
H17 199ha → H22 216ha  
(「農林業センサス」より)

## 【基本施策の方向性】

### ■ 産業として成り立つ農業の確立

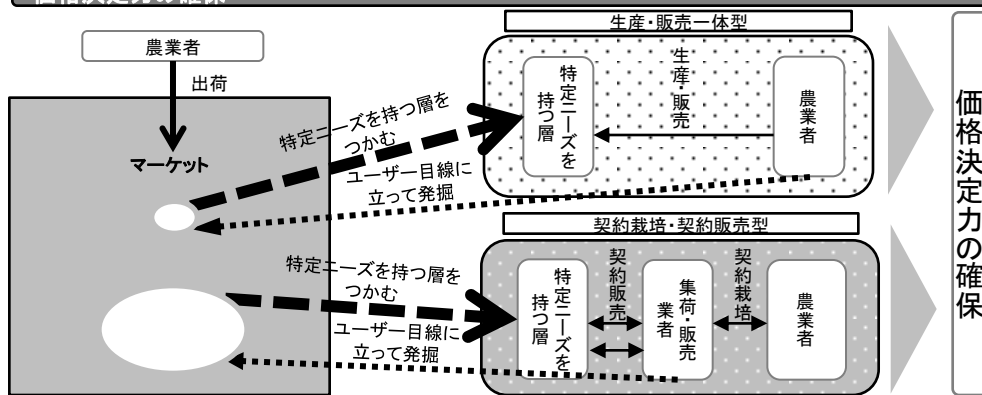
生活に必要な所得が継続的かつ安定的に確保できること。

生活に必要な所得400万円以上/1農業者の所得を確保する

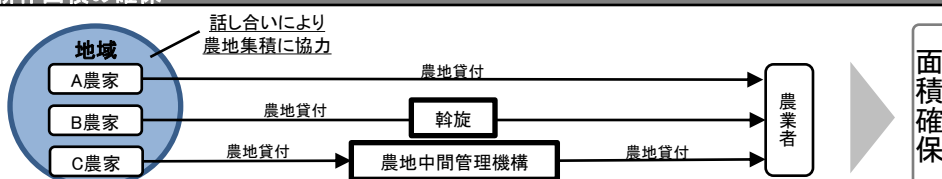
(「農業経営基盤の強化に関する基本構想」より)

所得を確保するためには、価格決定力の確保とともに一定規模の耕作面積の確保が必要である。

#### 価格決定力の確保



#### 耕作面積の確保



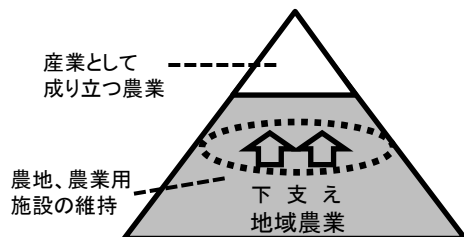
産業として成り立つ農業の確立

価格決定力の確保

面積確保

### ■ 地域農業の維持

農地、農業用施設の維持を図る。



国・県等の施策を最大限に活用し、地域農業の維持を図る。

- ・組織化、法人化支援
- ・生産コスト抑制技術の導入 など

地域農業の維持

生活に必要な水準を担保  
できる可処分所得の確保

+

地域に波及効果  
成功事例を創出

シティーセールス  
受入環境の整備

転入の促進

農地の保全



# 確保・育成すべき新規就農者のイメージ① ～生産・販売一体型～

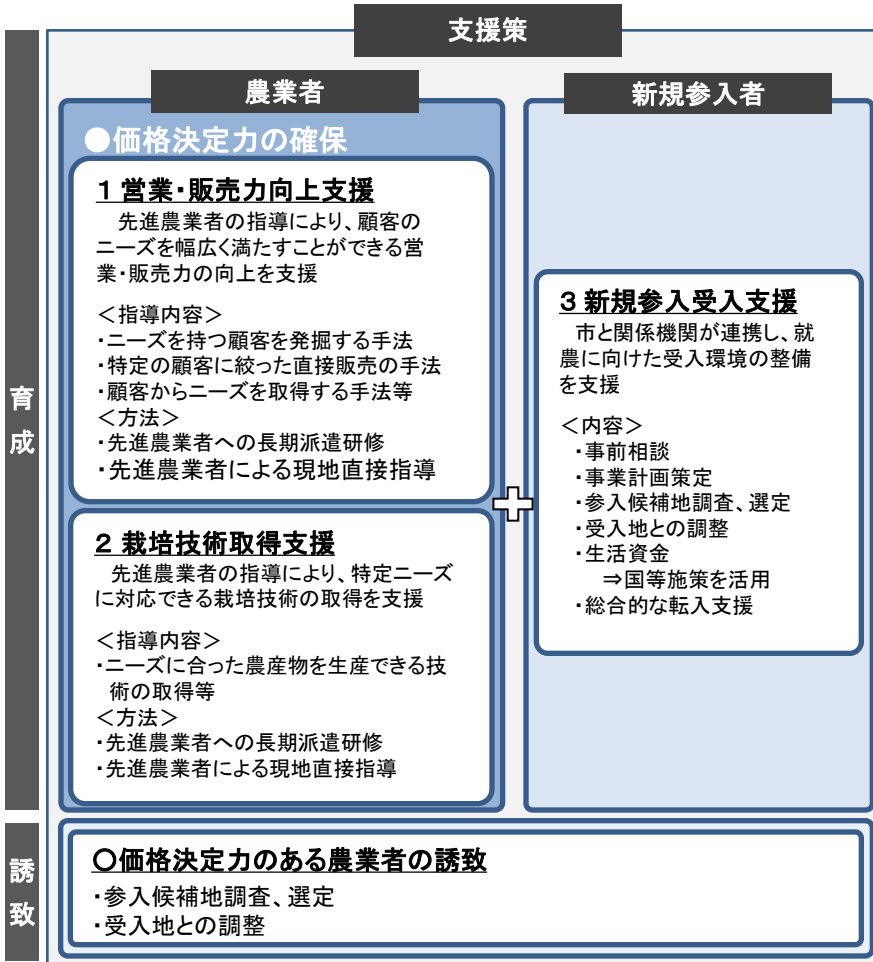
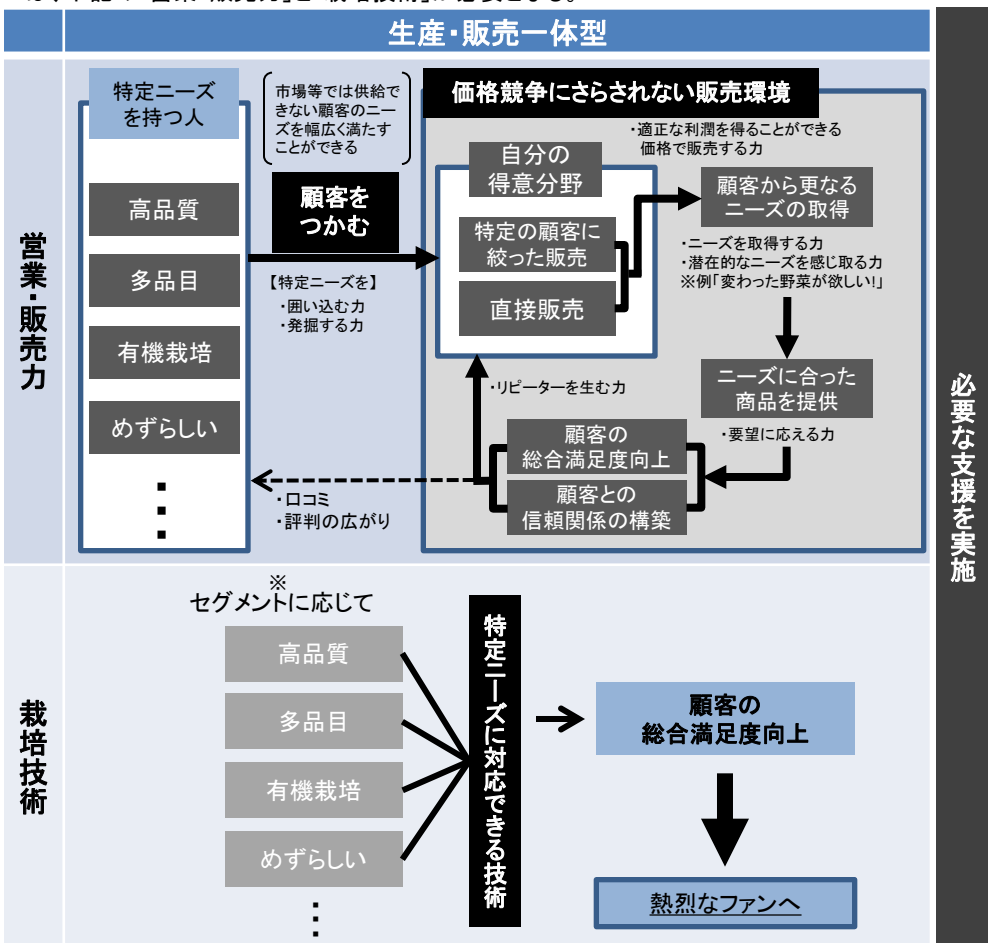
価格決定力のある農業者の育成と誘致を進め、それら経営体に対し必要な耕作面積の確保のための支援を行うことで、産業として成り立つ農業の確立を図る。

## ●価格決定力の確保

価格決定力の確保とは、市場等では満足できないニーズを抱える層をマーケットから掘り起こし市場を通さずに直接取引を行うことで、価格競争にさらされない販売環境を構築すること。そのための手法として「生産・販売一体型」と「契約栽培・契約販売型」がある。

## 生産・販売一体型による価格決定力確保

生産・販売一体型とは、ニーズに対応して少量・多品目の農産物生産から販売までを行い価格競争にさらされない販売環境を構築することで価格決定力を確保する手法である。その実践のためには、下記の「営業・販売力」と「栽培技術」が必要となる。



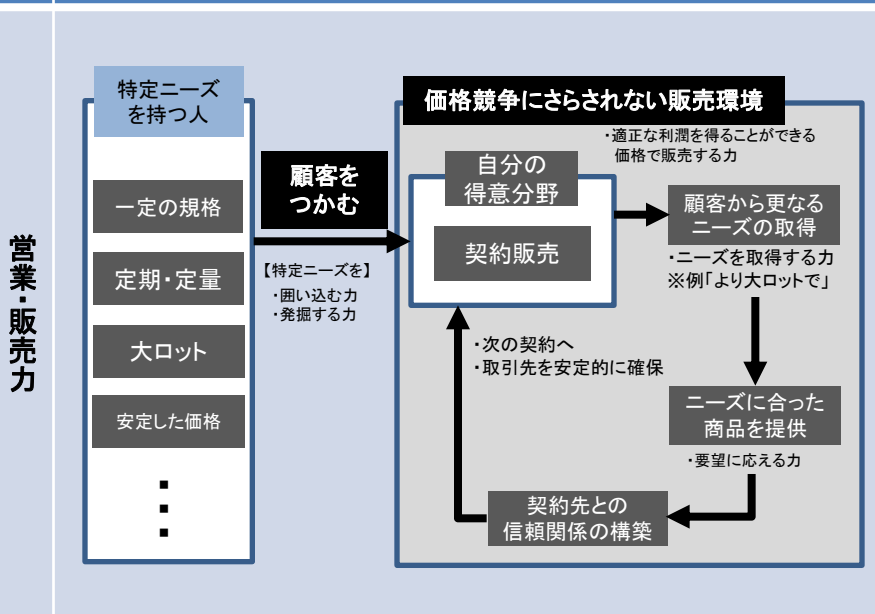
※ セグメント:市場から切り出された同ような属性(ニーズ、価値観、購買行動等)を持つ顧客群

# 確保・育成すべき新規就農者のイメージ② ～契約栽培・契約販売型～

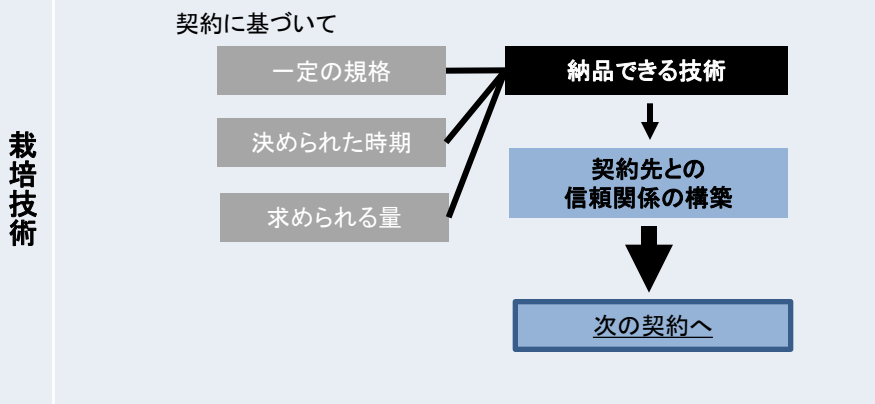
## 契約栽培・契約販売型による価格決定力確保

契約栽培・契約販売型とは、一定の規格の農産物を定期・定量で取り引きしたいなどのニーズに対応して農産物生産を行い、集荷業者と契約栽培を行う、あるいは小売業者などと契約販売を行うことで、価格競争にさらされない販売環境を構築し価格決定力を確保する手法である。その実践のためには、下記の「営業・販売力」と「栽培技術」が必要となる。

### 契約栽培・契約販売型



必要な支援を実施



### 支援策

農業者	新規参入者
<p><b>● 価格決定力の確保</b></p> <p><b>1 契約販売に係る営業・販売力向上支援</b></p> <p>先進農業者の指導により、大ロットや安定した供給価格等のニーズを持つ顧客に対応することができる営業・販売力の向上を支援</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズを持つ顧客を発掘する手法</li> <li>・契約販売を獲得する手法</li> <li>・顧客からニーズを取得する手法等</li> </ul> <p>&lt;方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進農業者への長期派遣研修</li> <li>・先進農業者による現地直接指導</li> </ul>	<p><b>3 新規参入受入支援</b></p> <p>市と関係機関が連携し、就農に向けた受入環境の整備を支援</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前相談</li> <li>・事業計画策定</li> <li>・参入候補地調査、選定</li> <li>・受入地との調整</li> <li>・生活資金 → 国等施策を活用</li> <li>・総合的な転入支援</li> </ul>
<p><b>2 契約栽培技術取得支援</b></p> <p>先進農業者の指導により、契約に基づいて納品できる栽培技術の取得を支援</p> <p>&lt;指導内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に基づいて農産物を生産・納品できる技術の取得</li> <li>・ニーズに合った農産物を生産できる技術の取得等</li> </ul> <p>&lt;方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進農業者への長期派遣研修</li> <li>・先進農業者による現地直接指導</li> </ul>	
<p><b>○ 価格決定力のある農業者の誘致</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参入候補地調査、選定</li> <li>・受入地との調整</li> </ul>	

育成

誘致